

## 仙北市総合防災課（防災・災害情報用）Twitterの運用方針

この運用方針は、近年情報の取得に欠かせないコンテンツとなっている SNS のうち、Twitter のアカウントを取得し、市内に関連する防災情報を発信することで、情報提供の充実を図るためのものである。

### 1. アカウント

- (1) Twitter のアカウントは、ページ運用者である総合防災課職員が取得するものとする。取得したアカウントは、市内の防災情報を提供する際に使用する。
- (2) アカウント取得に使用するメールアドレスは、総合防災課の代表メールアドレスとする。
- (3) パスワードは、セキュリティポリシーに基づき定める。

### 2. 運営主体

- (1) 運営主体は仙北市とし、管理については総合防災課が行う。
- (2) 運営にあたり、投稿削除の決定及び公式ページ管理者の選定等については、総合防災課長が行い、公式ページ管理者は防災情報の提供に執務する。

### 3. 情報管理

公式ページの運用に係るアカウントのメールアドレス、パスワードは総合防災課職員が管理することとし、他に開示してはならない。

### 4. ページ運用

- (1) 公式ページでは、災害時の市の体制、防災行政無線情報、避難所開設状況、避難勧告等の発令情報、道路交通情報などの市内に関する防災情報のみを掲載する。
- (2) 他のアカウントへのコメント、「いいね」は行わない。また、公式ページ利用者からのコメントに対し、返信（反応、意見）はしない。
- (3) 当課が管理するアカウントがフォロー、リツイートできる他のアカウントは、防災情報・災害情報を提供する官公庁等に限定するものとする。

### 5. 注意事項

当ページの運用にあたり、ユーザーによる下記の事項に該当する投稿を禁ずる。下記事項に該当すると判断した場合には、予告なくコメントの削除、利用制限を行うことができる。

- ①法令や公序良俗に反するもの

令和2年2月26日

- ②当ページの掲載内容に対して著しく乖離するもの
- ③第三者に損害を与えかねないもの
- ④政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似するもの
- ⑤違法な情報やわいせつなもの
- ⑥商品、店舗、会社の宣伝など営利目的のもの
- ⑦本市に損害を与え、または、本市の信用を失墜させかねないもの
- ⑧その他ページ運営者が不適切と判断したもの

#### 6. なりすまし等への対応

Twitter上でなりすまし等のアカウントを発見した場合は、市ホームページ等でその旨を周知し、なりすましのページが存在すること、偽の情報等により情報取得者が誤った行動をすることのないように注意喚起を行う。